

【新型コロナウイルス】南東部クイーンズランド州及びタウンズビル等における3日間（6月29日（火）午後6時～7月2日（金）午後6時）の外出制限措置（ロックダウン）を踏まえた、規制緩和ロードマップ改訂版及び同仮訳

2021年6月30日
在ブリスベン総領事館

- 南東部クイーンズランド州及びタウンズビル等における3日間（6月29日（火）午後6時～7月2日（金）午後6時）の外出制限措置（ロックダウン）を踏まえた、規制緩和ロードマップ改訂版の発表。
- 映画館等必要不可欠でない営業の禁止、レストラン等は持ち帰り・配達のみ。
- 新たに西オーストラリア州パース等及び北部準州ダーウィン等の複数の地方行政区を感染多発地域に指定（30日（水）午前1時より）。
- 濃厚接触、偶発接触及び低リスク接触のいずれも対象場所、日時を更に大幅に追加指定する感染接触注意喚起を発出。

1 COVID 市中感染拡大防止のため、クイーンズランド（QLD）州政府が実施する南東部 QLD 州及びタウンズビル等における3日間（6月29日（火）午後6時～7月2日（金）午後6時）の外出制限措置（ロックダウン）を踏まえた、規制緩和ロードマップ改訂版仮訳は、次のとおり（但し、原図を必ずしも忠実に訳したものではありません）。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/RoadMap20210630.pdf>

尚、右ロードマップにもありますが、必要不可欠でない商業施設・事業所は営業してはならず、映画館、各種興業（エンタメ）、理髪・美容院や各種 personal care service（ネイルや非医療マッサージ等）、ジムや礼拝施設も閉鎖される（児童保育施設は引き続き運営）。また、レストランやカフェは、持ち帰り（take away）や配達のみ営業・利用可能。更に、自宅への訪問が認められるのは、2人まで（但し、介護等のボランティアや実施・施術者を除く）。

○本件規制緩和ロードマップ改訂版原文（図）は、以下のとおりです（英文のみ）。

https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v1

○本件に関する COVID-19 特設サイトは、以下のとおりです（英文のみ）。

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

2 また、QLD 州政府は、本6月30日(水)午前1時より、西オーストラリア州パース及びピール両地方行政区及び北部準州 Darwin、Palmerston、Litchfield、Wagait 及び Belyuen の各地方行政区を感染多発地域(hotspot)に指定し、これら hotspot から入州する場合には特別許可を得る必要があるとともに、これら hotspot から帰州するQLD州民と同様、自己負担によりホテルでの14日間の隔離を行わなければならない。

○本件措置に言及する、3日間のロックダウンに関する、6月29日(火)付パラシェ州首相及びダース保健相による共同プレスリリースは、以下のとおりです(英文のみ)。

<https://statements.qld.gov.au/statements/92535>

○3日間のロックダウンの詳細は、以下のとおりです(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/public-health-directions/restrictions-impacted-areas>

3 なお、その後の州内市中感染を受け、新たな感染接触注意喚起が発出され、濃厚接触(close contacts)、偶発接触(casual contacts)、低リスク接触(low risk contacts)のいずれも対象場所、日時が更に大幅に増えていますので、御注意下さい。

○最新の感染接触注意喚起は、以下のとおりです(英文のみ)。

<https://www.qld.gov.au/health/conditions/health-alerts/coronavirus-covid-19/current-status/contact-tracing>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所: Level 17, 12 Creek Street, Brisbane, QLD 4000

電話: 07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

(良くある質問) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>

なお、外務省では、「ゴルゴ13の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル」増補版を作成し、PDF版を以下URLにて掲載していますので、是非ご覧下さい(部数に限りはありますが、実物の冊子を希望する日系企業(但し、1社1冊)には、直接当館窓口でお渡しすることも可能ですのでご連絡下さい)。

https://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html